

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

引当金の認識と評価に関する一考察

とくが よしひろ
徳賀 芳弘

Discussion Paper No.2003-J-17

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

引当金の認識と評価に関する一考察

とくが よしひろ

徳賀芳弘*

【要旨】

本稿は、引当金の計上を正当化する企業会計の基礎概念・理論は何であり、引当金の計上額はどのようにして決定されるべきかについて考察することを目的としている。

引当金の計上を正当化する中核的な基礎概念・理論として、費用性(収益費用中心観)および負債性(資産負債中心観)があるが、いずれを根拠とするかによって、引当金の認識・評価に大きな相違が発生する。収益費用中心観に立脚した場合、引当金の計上は、将来的に発生することが予想される費用が当期の収益に貢献しているか否かに依存するが、どこまでを将来発生費用とするかを厳密に定義することが困難なため、引当金の拡張認識、およびこれを利用した利益操作につながりやすい。このため、国際的には、資産負債中心観に立脚し、負債性の観点から引当金を厳密に定義すべきとの議論が支配的になっている。ただし、この場合でも、負債発生の原因を説明しているフロー側の情報は重要であるので、負債性の観点からは求められない、費用をもたらす事象と損失をもたらす事象の区分情報は必要と考えられる。

また、負債性を根拠として引当金の認識・評価をする場合、当該義務の発生確率で負債計上するか否かを決め、負債計上する場合には、最も発生確率の高い金額を負債計上するというのが従来の考え方である。しかし、技術的制約ゆえに適用される領域は限定されるものの、複数のキャッシュ・アウトフローの金額とそれぞれの発生確率によって算定される期待値を負債計上していく考え方もあり得よう。さらに、発生確率の不確定性ゆえにこれまで注記とされてきた偶発義務について、オプション・モデルを用いて評価・認識する方法が考えられる。オプション・モデルによる偶発義務の評価数値の利用は、理論的には可能であるが、信頼性等の面で技術的に克服すべき課題が少なくないほか、金融負債の公正価値に関する会計学上の議論の決着を待つ必要があるため、現在のところ、注記情報の充実への貢献に止めるべきであろう。

キーワード：引当金、資産負債中心観、収益費用中心観、偶発事象、期待値評価、オプション・モデル、将来事象

JEL Classification： M41

*京都大学大学院経済学研究科教授 (tokuga@econ.kyoto-u.ac.jp)

本稿の執筆に当たり、3人の方に議論の相手をしていただいた。東京大学の大日方隆氏には、条件付債務(本稿での用語法では偶発義務)とオプションとの異同について、長時間の議論にお付き合いいただき、有益な示唆をいただいた。同志社大学の松本敏史氏には、日本における引当金の債務性と特定引当金に関する論争について、有益な示唆をいただいた。日本大学の佐藤信彦氏から、引当金と積立金との異同(とりわけ、取崩した際の相違)に関して、有益な示唆をいただいた。以上、記して衷心より感謝の意を表したい。ただし、ありうべき誤謬の責任は、すべて筆者のものである。

目 次

| | |
|--|----|
| 1 . はじめに | 1 |
| 2 . 引当金の計上を正当化する基礎的概念・理論 | 1 |
| (1) 費用性 | 1 |
| (2) 負債性 | 2 |
| (3) 保守主義 | 4 |
| イ . 保守主義概念 | 4 |
| ロ . 保守主義と引当金 | 6 |
| ハ . 保守主義の両刃性と引当金の役割 | 6 |
| (4) 規制 - 産業政策 - | 7 |
| 3 . 収益費用中心観と資産負債中心観からみた比較 | 9 |
| (1) 引当金の範囲 | 10 |
| イ . 評価性引当金と負債性引当金の区分 | 10 |
| ロ . 積立金と引当金の区分 | 11 |
| (2) 引当金の評価 | 13 |
| 4 . 負債性を根拠とした引当金の認識・評価にかかる一考察 | 17 |
| (1) 資産負債中心観における引当金の認識規準の特徴 | 18 |
| (2) 引当金の認識規準における発生確率（偶発性）について | 21 |
| (3) 引当金評価への「期待値」評価の導入 | 22 |
| (4) 偶発義務の評価においてオプション料の評価法は使えるか | 24 |
| 5 . おわりに | 28 |
| [補論] 米国における引当金の用語法とその推移（1946 年以降について） .. | 31 |
| [参考文献] | 36 |

1. はじめに

引当金は、会計が将来事象にかかる不確実性をどのように扱うべきかという問題を考えるうえで典型的かつ重要な研究領域であると同時に、収益費用中心観（収益費用の対応概念）を根拠とするか資産負債中心観（負債性）を根拠とするか¹で、その認識・評価に大きな相違が発生するという意味で、会計観と認識・評価との関係を考察するうえでも重要な研究領域である。

筆者の研究課題は、引当金の計上を正当化する企業会計の基礎概念・理論は何であり、引当金の計上額（評価額・測定値）はどのようにして決定されるべきか、という疑問に答えることである²。

なお、筆者のこれまでの研究との関係から、米国会計基準および国際会計基準を中心とした議論となることを予めお断りしておきたい。

2. 引当金の計上を正当化する基礎的概念・理論

引当金の計上を根拠づける基礎概念・理論が相違すれば、認識規準（計上される項目を左右）も評価規準（金額を左右）も相違する。ここでは、まず、引当金の計上を正当化する根拠について論じてみたい。

(1) 費用性

収益費用中心観を構成するコア概念として「収益費用の対応概念」がある³。収益費用の対応概念を根拠とすれば、引当金の計上は、将来的に発生することが予想される費用が当期の収益に貢献しているということによって理論的に正

¹ 収益費用中心観とは、1会計期間における企業の活動成果としての収益とそのために費やされた努力（犠牲）としての費用との差額を利益と捉える考え方（会計観）である。他方、資産負債中心観とは、貸借対照表に計上する資産・負債の概念や、その認識および測定規準から出発し、1会計期間における企業の富または正味資源の増加分の測定値（資産負債の差額である資本の当期増減価額から資本取引による増加分を控除した額）を利益と捉える考え方（会計観）である。両会計観の詳細は、徳賀[2002]を参照。

² ここで、本稿の検討対象とする引当金とは何かが問題となろうが、本稿は、収益費用中心観に基づく引当金概念と資産負債中心観に基づく引当金概念の対置を中心として、「引当金（reserve, provision, allowance, estimated liability, etc.）」と呼ばれてきた項目の変化を観察し考察する中で引当金概念を明確にしていくことを目的としていることから、あえて冒頭では引当金を定義せずに議論を進めることとする。

³ FASB[1976]によれば、収益費用中心観においては、「収益費用の対応概念」と「期間利益の非歪曲」がコア概念と考えられている。詳しくは、徳賀[2002], pp.148-153を参照せよ。

当化される。例えば、製品保証引当金は、将来、欠陥が発生した際の保証を製品に付していることが、当該製品の当期の売上に貢献しているということになる。これを会計処理としてみると、引当金は、次期以降の財貨・役務の消費額を当期に見越計上し、現在の収益に対応させる際の「将来発生費用」の相手勘定である。通常、発生費用を計上する場合、仕訳の相手勘定は費消された財貨・役務に相当する資産（の減少）・負債（の発生）となるが、将来発生費用の場合には、財貨・役務の費消は発生していないため、負債として擬制された引当金が使われるのである。引当金は将来発生費用という点において、発生費用の未払分である未払費用とは異なる。

しかし、収益費用の対応概念では、どこまでが将来の発生費用かを明確にすることは難しい。修繕引当金のように、法的な意味での債務性を有するものはいうまでもなく、後述するような資産負債中心観に基づけば負債性を有するとはいえないものの計上も、収益費用の対応概念によって負債と擬制され、正当化され得る。例えば、機械の使用と共に当期の収益が発生し、同時に、当該収益の犠牲として修繕費用が発生しているので、実際に修繕が行われるのは将来であるにもかかわらず、当期に修繕費用を引当金として計上するという論拠づけが可能となるのである。

さらに、当期の収益に対応すべき将来発生費用の金額を限定することは極めて困難であるがゆえに、後述する保守主義の概念と結びついて、「対応」の拡大解釈が行われた。収益費用中心観において、貸借対照表への計上の是非（貸借対照表能力）は、貸借対照表の諸概念（負債概念）との照合ではなく、将来発生費用の損益計算書上での認識に左右されている。対応概念に基づいて将来発生費用の原因を当期に特定することができれば、その複記の相手である引当金（負債）の計上が許されてしまうということである。この構造は、Moonitz[1960] が「貸借対照表を損益計算書に合わせて踊らせる」（p.44）と批判したものであった。

（２）負債性

収益費用の対応概念では、将来発生費用の拡張認識への歯止めが難しいことから、引当金が負債であることを根拠として、引当金の認識を制限しようとする傾向がみられるようになった。これは、各国の実務において、拡張認識された引当金が利益操作のツールとして使われていることに対して厳しい批判が

あったことを反映している⁴。引当金の負債性に力点を置く見解に基づけば、引当金は、将来キャッシュ・アウトフローの金額または時期（または、その両方）に不確実性が伴う負債であると定義される。この定義は、次の 2 つの意味を含んでいる。

1 つは、引当金は負債であり、負債の定義および認識規準を満たすべきということである。この考え方は、収益費用の対応概念に力点を置く見解が、収益費用の対応における費用性（費用としての資格）に着目して引当金の資格をチェックしていたのに対して、負債性に着目してそれを行うというものである。収益費用中心観と資産負債中心観とで、負債の定義が相違しているとの見方も可能ではあるが、収益費用中心観においては、そもそも負債の概念があって、それとの対比から負債として認識されるのではなく、当期における「収益費用の対応」から外れたものが負債のストックとして認識される⁵のであるから、負債性のチェックは原則として資産負債中心観においてのみ行われると考えてよいであろう。

引当金の定義におけるもう 1 つの特徴は、キャッシュ・アウトフローの金額や時期が決算時点で確定していないため、引当金の評価には見積りが必要であるということである。何を見積りの根拠とするかは、負債性を根拠とする引当金論にとって重要な問題となる。

なお、日本では、引当金計上の根拠として法的債務であることが必要かどうか論点となったことがあった。1960 年 8 月に、法務省民事局から「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱試案」が公表されたが、そこでは、引当金に関して「債務の発生又は債務の金額が不確定であって、債務の発生原因が決算期前にある場合には、相当の金額を負債として計上すること」（「九．負債たる引当金」）と規定されていた⁶。かかる規定は、「法的債務であることは明確であるが、その義務の発生と金額の不確定なものが引当金として計上される」

⁴ 例えば、Moonitz[1960]、Moonitz & Sprouse[1961]、Hawkins[1972]、Briloff[1972]、FASB[1976]、Kerr[1984]等を参照せよ。

⁵ より正確に言えば、収益費用中心観において負債のストックは、取引フローの原初的認識の残高と、決算認識において期間利益計算から除外された収益の繰延額および費用の見越額とによって構成される。

⁶ 松本[1997]によれば、試案に関するその後の経緯は次のようである。当該試案に対しては、引当金の設定が制限されることに反発する経済団体や収益費用中心観に立脚して費用性(収益費用の対応原則)を根拠とすべきことを主張する会計学者・一部商法学者から強い反対があった。これらの批判にこたえて、本試案は大幅に修正され、法的債務たる引当金に関しては、当然負債として計上すべきものであるから規定を設けず、それまでの実務を容認するかたちで、法的債務としての要件を備えていない引当金の負債の部への計上を適法とするに至った。

という趣旨であり、よって、法的な債務概念か会計上の負債概念かの違いはあるものの、負債性を引当金計上の根拠とし、引当金を発生させる事象を不確定義務とする近年の見解と類似した論理となっていた⁷。

(3) 保守主義

イ．保守主義概念

会計上の保守主義の概念は、理論的には、収益費用の対応概念を中心とした理論とも資産負債の評価を中心とした理論とも独立したものである。収益費用の対応概念も資産負債中心観における資産負債の評価も評価にバイアスを持ち込むことを許していない。しかし、会計実務においては、保守主義は、いずれの理論（の拡大解釈）を根拠としたルールとも結びつくことが可能である⁸。引当金の過大計上は、過大な将来発生費用を当期に認識することによっても、また直接に負債（引当金）を過大計上することによっても可能であるが、経営者の評価にそのような片側方向のバイアスを持ち込むのは、保守主義の考え方で

⁷ 負債に計上される項目は法的債務であることを原則とするドイツにおいても、引当金については、法的債務である場合のほか、法的債務でなくとも慎重性の原則（後述の保守主義の原則と同様の考え方）等を根拠として計上することが認められている。なお、ドイツでは、負債を（法的）債務と引当金からなるものとして構成している（商法典第 266 条）が、これは、引当金には法的債務である項目と法的債務でない項目の両方が含まれることから、そうした項目を法的債務のみからなる項目と区別するためと考えられる。

因みに、ドイツにおいて、引当金は「商人の理性的な判断」（商法典第 253 条第 1 項第 2 文）によって評価されることが要求される。また、その評価においては、商法典の一般評価原則、とりわけ慎重性の原則（商法典第 252 条第 1 項第 4 文）が考慮される。

[第 252 条 一般評価原則 第 1 項]

(4) 評価は慎重になされねばならず、とりわけ、決算日までに発生したすべての予測可能なリスクおよび損失は、それが決算日と財務諸表作成日との間に判明した場合にも計上しなければならないが、利益は、決算日に実現している場合のみ計上することができる。

[第 253 条 資産および負債の計上価額]

(2) 債務はその償還価額、定期金債務で反対給付をもはや期待できないものはその現金価値、引当金は商人の理性的な判断により必要である金額のみを計上しなければならないが、引当金の基礎となっている債務が利子を含んでいる場合のみ、引当金の割引計算が認められる。

なお、ドイツ商法典と引当金との関係については、潮崎智美氏（広島市立大学）より有益な示唆を得た。記して感謝の意を表す。

⁸ 例えば、Paton & Littleton[1940]は次のような興味深い指摘をしている。

「貸借対照表を重視する静的会計においては、保守主義による資産の過小評価の結果たる財政状態の表示が、企業の債務支払能力に関心を持つ銀行家や短期債権者に支持されて美徳とみなされてきたが・・・。」（pp.127-128, 訳書 p.212）

この点は、保守主義は収益費用中心観のみと結びつくものではないことを示していると考えられる。

あろう⁹。

保守主義に関しては、その解釈に関しても、その役割に関しても様々な見解が存在する。保守主義を論ずる際に、しばしば引き合いに出される SHM 会計原則 (Sanders *et al.*[1938]) は、当時の実務に関して「資産や利益の過大評価は誤りであるが、過小評価には異論がなく、美德であるというのが支配的な見解である」(p.12、訳書 pp.18-19)と述べている。APB ステイトメント第 4 号 (AICPA[1970]) が、保守主義を「財務会計と財務諸表の特徴と限界の 1 つ」(p.35) であると指摘しているように、保守主義は、理論的には首肯しがたい面を有している¹⁰。しかしながら、Sterling[1970]が、「SHM 会計原則公表当時から、会計学者は常に保守主義批判を行ってきたにもかかわらず、実務はこの原則の拡大解釈を行ってきた」(p.256)との見方を示しているように、保守主義は実務においては否定できない原則であった。

保守主義は、IASC の概念フレームワーク (IASC[1989]) においても、慎重性という用語で、次のように説明されている。

「慎重性とは、不確実性の状況下で見積りが求められる際に必要とされる判断の行使において、ある程度の慎重さを認めるというものである。すなわち、資産または収益は過大計上せず、負債または費用は過小計上しないということである」(para.37)。

IASC[1989]は、保守主義の適用を積極的に支持している Sanders *et al.* [1938]の見解と比べると、その適用を「不確実性下での見積り」という状況に限定しているという点でトーンダウンしているが、資産や利益の過大計上を否定するという点では、Sanders *et al.*[1938]との共通性がみられる¹¹。また、

⁹ 引当金の認識・測定にバイアスをかけるのは保守主義(または反保守主義)のみではない。ある事象が、引当金の認識規準を満たし、その金額を合理的に見積もることができるケースにおいても、企業が、当該引当金とその金額をオンバランスさせることによって経営戦略的・財務的に負の影響を被ると判断する場合には、その計上を控える(あるいは、金額を過小に計上する)ことがあり得る。

¹⁰ FASB[1980], para.92 を参照せよ。

¹¹ FASB の概念ステイトメント第 2 号 (FASB[1980]) は、保守主義に関して、次のような見解を示している。

「保守主義とは、企業環境につきものの不確実性およびリスクが十分に考慮されていることを保証するために、不確実なものに対して慎重に対処することである。したがって、将来において受け取られる、または支払われるべき金額について 2 つの見積りがあり、それらの発生の可能性がほぼ等しい場合には、楽観的でない方を見積額を採用するのが保守主義である」(para.95、訳書 p.107)

FASB[1980]では、資産や利益の過大計上よりは過小計上が良いといった、保守主義が持ち込む評価におけるバイアスをできるだけ避けようとの意図がうかがえる。

IASC[1989]は、保守主義が引当金計上の際の理論的な根拠とはなり得ないとしても、引当金の評価において影響を及ぼし得ることを示している。

ロ．保守主義と引当金

収益費用の対応概念を拡大解釈しても負債性を拡大解釈しても、その計上が正当化されない引当金の典型は、その目的が特定されない一般目的の引当金であろう。具体的には、自家保険引当金、偶発損失引当金、一般目的引当金等である。これらの引当金に共通するのは、現在の経営上の意思決定がもたらす将来の損失の可能性に備えて引当金を設定するという経営者の保守的姿勢にほかならない。つまり、これらの引当金は保守主義の概念をもってしか正当化は難しいのである。

前述の Sanders, *et.al*[1938] は、保守主義と引当金の関係について、「この観点〔保守主義〕は、たとえ正確な定義と測定ができないとしても、すべての合理的な偶発損失に対して十分な (adequate) リザーブを設けることを要求している」(p.13)と述べている。

もっとも、FASB[1975]が「保険や再保険加入はリスクやそれによって起こる利益の変動を減少したり除去したりする。しかしながら…会計上のリザーブはリスクを減少させたり排除したりはしない」(para.65)と述べているように、一般目的のリザーブはあくまで会計上の引当額利益留保である。したがって、当該金額に相当する不特定な資産が拘束されるとしても、その資産が金融資産で保有されているとは限らない。むしろ、一般的には事業資産として保有されていると考えた方がよいであろう。このように、一般目的のリザーブは、何らかの事業リスクが発生した場合に、その損失等を埋め合わせるようなキャッシュ・アウトフローの源泉として直ちに使えるとは限らない点には留意する必要がある。

ハ．保守主義の両刃性と引当金の役割

一般目的の引当金の設定は、一般的に保守的手段（経営者の慎重な態度の表れ）と考えられているが、必ずしもそうではない。引当金の設定は、報告利益の平準化の方策ともなれば、反保守的な方策（利益の即時的な嵩上げの源泉）ともなる。将来のキャッシュ・アウトフローをもたらさない項目・金額が引当

金として計上されるとすれば、引当金は、設定時点では報告利益を減少させ¹²、取崩し時点では増加させる（貸方項目がキャッシュ・アウトフローを示す項目ではなく、収益となる）。實際上、一般目的の引当金の設定は、経営者が報告したいと考えているよりも経営成績の良い年、または、経営成績が非常に悪い場合、将来に対する「自由裁量のクッション」（Bernstein[1978], p.45）の計上が問題とならない年になされてきた。前者の場合の目的は、報告利益の平準化（income smoothing and shifting あるいは profit equalization）、または、会計利益の計算と課税取得の計算とが密接な関係にあるのであれば節税であろう。他の条件が同じならば、企業（または経営者）は変動の大きい利益よりも安定した利益を好む傾向にある。安定した利益は安定した株価を生み、増配請求に対する抑制効果と所得税の長期的な極小化効果がある（Mauriello[1967], 訳書 p.142）からである。一方、後者は「ビッグバス（Big Bath）」といわれている会計政策であり、当該引当金の取り崩しによって、その後の会計期間における利益を嵩上げすることを目的としている。米国において、1960年代後半、将来発生費用および損失に対する引当金の計上実務が多数存在した。これらの実務は、特に1970年7月のペン・セントラル鉄道会社の倒産・粉飾事件¹³から問題となったものであるが、その引当金設定の目的は、利益平準化ではなく、合併が予定されている時に予め引当金を計上しておき、合併の直前にこれを取崩すことにより利益の嵩上げを達成しようとするものであった（Bernstein[1970], pp.45-48）。このケースでは、引当金の計上は保守主義によって正当化されながら実際には反保守的な目的を満足させるものとして役立ったのである。

（４）規制 - 産業政策 -

国の産業政策の一環として引当金を利用されるケースがある。この場合の引当金計上の根拠は、会計上の基礎概念や理論ではなく、（会計ルールの理論的な整合性を犠牲にした）特定産業の育成等といった国の産業政策への貢献である。もっとも、当該産業政策を可能とするためには、前提条件として、会計利益の計算と課税所得の計算とが密接な関係を有しており、引当金の計上金額の全部または一部が損金として認定されることが必要とされる。

通産省は、1950～75年の間に、1．技術振興・新技術の導入、2．輸出振興、

¹² もっとも、この点は負債性を有する引当金でも同様である。

¹³ ペン・セントラル事件における、将来の損失に対する見積りに関しては、Bernstein[1970]が、引当金以外の粉飾問題一般に関しては Briloff[1972]が詳しい。また、ペン・セントラル鉄道会社の歴史については、<http://www.cheseweb.com/pennco/pctco/history.html> を参照せよ。

3. 設備の合理化・近代化、および4. 内部留保の充実、といった「政策目的」のもとで産業政策を展開し、その「政策手段」として租税特別措置法を利用した。図表1は、産業助成のための租税特別措置のうち引当金に関わるものについての法人税の減収額（減税による補助金額）を示している。

図表1 産業助成政策のもとで計上を認められた準備金（引当金）(単位:億円)

| | 1950-55 | 1956-60 | 1961-65 | 1966-70 | 1971-75 |
|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 技術振興・新技術の導入 電子計算機買戻損失準備金 | - | - | - | 121 | 376 |
| 2. 輸出振興 | | | | | |
| 海外市場開拓準備金 | - | - | 234 | 475 | 439 |
| 海外投資損失準備金 | - | - | 63 | 60 | 889 |
| 輸出損失準備金 | 11 | 12 | - | - | - |
| 3. 設備の合理化・近代化 探鉱準備金 | - | 35 | 61 | 47 | - |
| 4. 内部留保の充実 | | | | | |
| 価格変動準備金 | 380 | 500 | 360 | 242 | 502 |
| 異常危険準備金 | 60 | 67 | 48 | 227 | 760 |
| 証券取引責任準備金 | - | - | 20 | 31 | 8 |
| 湯水準備金 | 70 | 46 | 18 | - | - |
| 貸倒準備金 | 270 | 515 | 455 | - | - |
| 退職給与引当金 | 340 | 380 | 580 | - | - |
| 違約損失補償準備金 | 8 | 14 | 16 | - | - |
| 中小企業貸倒引当金 | - | - | - | 352 | 226 |

備考：(1) - は0ではないかもしれないが、記録すべき重要な金額ではないという意味である。

(2)探鉱準備金に関する金額は、探鉱準備金および鉱業用坑道の特別償却の金額である。

出所：鶴田[1986], p.60 を参考にして作成。

租税特別措置法上で許された各種の準備金は、確定決算基準のもとで、商法決算上の利益計算に費用として算入することが認められて、法人税法上の課税所得計算においても損金として算入することが容認された。もっとも、前述のとおり、1960年の商法改正要綱試案において引当金に関する規定の設定が検討された際、引当金として計上されるものは不確定期限付債務や金額未確定債務といった法的債務をベースとしたものに限ることを要求する見解が示されたことがあった。しかし、その後、財界・会計学者による批判に応え、1951年以降の実務において既に租税特別措置法により政策目的に基づく引当金（特定引当金）が設定されていたことをも踏まえて、特定引当金を利益留保性引当金（少なくともその一部が費用性も負債性も有さない引当金）として計上することを

引続き認める方向へと変化した¹⁴。

図表 2 は、東証上場企業のうち金融、保険を除いた 611 社が 1966 年に計上した引当金項目および額について、費用性を根拠とした場合に容認不能な件数とその金額（容認不能な部分のみ）を項目別に示している。これらの項目（および計上金額）の多くが費用性を根拠として許容不可能というだけでなく、負債性を根拠としても正当化できないことは明白であろう。

図表 2 . 一部または全部が費用性も負債性も有さない引当金の計上

| 引当金項目名 | 件数 | 金額(百万) | 引当金項目名 | 件数 | 金額(百万) |
|-------------|----|--------|-----------|-----|--------|
| 価格変動準備金 | 49 | 8,101 | 販売諸掛引当金 | 1 | 200 |
| 研究開発引当金等 | 19 | 8,076 | 拡張宣伝費引当金 | 1 | 7 |
| 特別償却引当金等 | 14 | 11,376 | 特別販売引当金 | 1 | 25 |
| 海外市場開拓準備金 | 10 | 815 | 貿易変動引当金 | 1 | 340 |
| 貸倒引当金 | 20 | 4,961 | 海外投資損失準備金 | 1 | 50 |
| 法人税等引当金 | 17 | 1,349 | 返品調整引当金 | 2 | 103 |
| 事業納税引当金 | 1 | 2 | 輸出損失準備金 | 1 | 64 |
| 災害補償引当金 | 5 | 2,656 | 設備減損補修引当金 | 1 | 103 |
| 設備合理化引当金 | 6 | 1,081 | 値引引当金 | 1 | 251 |
| 退職給与引当金 | 3 | 71 | 棚卸資産廃棄引当金 | 1 | 49 |
| 探鉱準備金 | 2 | 650 | 棚卸評価準備金 | 1 | 12 |
| 銅・原木価格調整金 | 7 | 914 | 販売奨励引当金 | 1 | 125 |
| 買換資産特定引当金 | 1 | 22 | 設備補修引当金 | 2 | 563 |
| 賞与引当金 | 2 | 111 | 修繕引当金等 | 4 | 560 |
| 固定資産特別勘定引当金 | 1 | 5 | | | |
| 固定資産圧縮記帳引当金 | 3 | 77 | | | |
| | | | 合計 | 179 | 42,719 |

出所：遠藤[1998], p.99（原典:吉野[1967]pp.63-65）

3 . 収益費用中心観と資産負債中心観からみた比較

以上の議論によって、理論上の妥当性とは無関係に規制によって引当金の計上が許容されたり義務づけられたりすること¹⁵を別にすれば、引当金の計上を正当化する基礎概念・理論は、費用性（収益費用中心観）、負債性（資産負債中心観）および保守主義であることを示した。また、保守主義については、理論

¹⁴ 脚注6を参照のこと。

¹⁵ 遠藤[1998], p.215 によると、例えば、湯水準備金は、1951年3月の電気事業会計規則制定の際、積立を任意とされたが、1952年3月決算からは、積立・損金算入が強制されたという。

的に肯定しがたいとの見方が強いということや、むしろ費用性（収益費用中心観）や負債性（資産負債中心観）の概念を拡張させる形で援用されてきたことを踏まえれば、引当金の計上を正当化する基礎概念・理論のうち、核をなすものは収益費用中心観と資産負債中心観であるといえよう。

そこで、以下では、これらの2つの異なる会計観によって、（1）引当金として分類される項目の範囲、および（2）引当金の評価のあり方がどのように相違するかについて、比較検討していく。

（1）引当金の範囲

過去の会計実務をみると、例えば米国では、reserve という用語が、大きく以下の3つの意味で使われていた（米国における引当金の用語法の変遷については補論参照）。

評価性引当金：資産の評価勘定や資産取替のために積立てられたもの（例えば、貸倒引当金、減価償却引当金、工場・設備等取替のための積立金）

負債性引当金：金額の不確実な負債・偶発損失に備えたものや自家保険などで、費用計上を相手勘定とするもの

積立金：留保利益の処分によって資本の部に積立てられたもの（留保利益として区分表示されたもの）

以下では、～の会計処理が収益費用中心観と資産負債中心観からはそれぞれどのように説明されるのかを考察することを通じて、いずれの会計観を採用するかによって、引当金として分類される項目の範囲や区分が異なってくることをみていく。

イ．評価性引当金と負債性引当金の区分

評価性引当金の代表例は貸倒引当金であるが、これは、これまで、収益費用中心観の例外として位置づけられてきた。つまり、資産の評価勘定、すなわち、債権（ストック）の減損評価額の引当てとして理解されている¹⁶。しかし、貸倒引当金を、収益費用中心観に従って理解することができないわけではない。例えば、貸倒れは、商取引を現金で決済する代わりに信用によって行っている結

¹⁶ ただし、債権の減損評価額を資産から直接控除するのではなく、費用計上によって引当てるという手続は、収益費用中心観に基づく配分の過程に依拠している。

果、不可避免的に発生する費用（損失ではない）であるという解釈である。このように解するとすれば、貸倒引当金は、収益費用中心観において、収益費用の対応概念を根拠として、つまり、当期の収益に賦課すべき将来発生費用として、負債計上が可能となる。また、同様に、返品調整引当金についても、信用取引の結果、不可避免的に発生する費用であると解すれば、引当金としての資格を有することになる。このように、仮に貸倒引当金や返品調整引当金について収益費用の対応概念を適用できるのであれば、収益費用中心観からは、評価性引当金と負債性引当金の区別は特に重要ではないということになる。

一方、資産負債中心観に依拠すれば、貸倒引当金の計上は、債権の減損額を見積もるという形で債権の評価を行い、減損の可能性が発生していれば損失分を該当する債権から控除するための処理と位置づけられる。いわゆる減損処理である。すなわち、減損の発生する可能性がある場合に、減損評価額を見越計上しているものが貸倒引当金である。この場合、評価性引当金と負債性引当金は区別されることになる。

ロ．積立金と引当金の区分

引当金は、将来のキャッシュ・アウトフロー¹⁷に備えた資金の留保（不特定資産の拘束）という点で任意積立金のような利益処分としての留保利益と同じである。積立金と引当金とは、前者が将来の事業支出（または事業リスク）に備えたものとして設定されるのに対し、後者は特定の将来の費用支出を当期の事業の成果に負担させているという説明ができれば、両者の相違は明確になる。ただ、その区別をするためには、収益費用中心観に立脚して、将来の費用支出の何が当期の成果に貢献するかを明確にするか、資産負債中心観に立脚して、積立金が資本であり引当金が負債であることを述べるか¹⁸しなければならない。

この点、まず、収益費用中心観からは、収益費用の対応概念を厳密に適用すれば一般目的で計上されている引当金はそもそも正当化されず、そうした将来キャッシュ・アウトフローに備えるための資金留保は、積立金の設定といった形でなされることになる。もっとも、前述のとおり、収益費用の対応概念を厳

¹⁷ 直接的なキャッシュ・アウトフローとならず、サービスの提供となる場合もあるが、サービス・コストは最終的にキャッシュ・アウトフローとなるので、このように表現している。ただ、認識対象としてはこのような表現が可能であるが、評価においては、キャッシュ・アウトフローとサービスを同様に考えることは難しい。

¹⁸ 収益費用中心観を支持する論者の中にも、資産性や負債性を考慮すべきとの見解を有する者もあるが、本稿では、資産性・負債性を根拠とする視点は、完全な資産負債中心観ではないとしても資産負債中心観の一種であると位置づけている。詳しくは、徳賀[2002]を参照せよ。

密に適用するのは困難であることから、実際には、引当金と積立金との区別は難しい。

一方、資産負債中心観からは、引当金はその評価額または発生時期に不確実性が伴う負債として説明される。そして、資産と負債とを明確に規定し、その差額（残余持分）として資本を規定することにより、負債の部に計上されるべき引当金と資本の部に計上されるべき積立金との区分が可能になる。例えば、資産負債中心観を採用しているといわれている FASB(FASB[1985b], para.35) と IASC (IASC[1989], para.49) の概念フレームワークでは、いずれも、負債としての資格を有するためには、「過去の事象の結果発生すること」、「特定の企業の現在の義務であること」および「その決済に将来の経済的便益の流出（犠牲）が必要であること」という3つの条件を要求している。これらの条件を満たそうとする限り、一般目的で引当金を設定することは過去の事象の結果ではないことから認められないのはいうまでもなく、将来の支払義務を超えて引当金を計上することもできない。

なお、上記の議論とは異なるが、税法上の観点からは、引当金繰入金額の全部または一部について損金算入が認められていれば、引当金と積立金との相違はその点にあるということも可能である。つまり、引当金は損金計算の対象となり得るが、積立金は利益の処分であるから課税後の処理となる。引当金の損金算入が認められているならば、余力のある企業は節税を目的として引当金を設定する。引当金が将来の支払義務を超えて計上されれば、超過額はいずれ取崩され、取崩された期間の利益を上昇させる（課税所得も増加させる）はずであるが、欠損が発生している期間に取り崩されれば、欠損填補分には課税がなされない。そのため、引当金の過大計上は節税の手段となり得るのである。日本で多くの企業が引当金を損金算入限度額まで計上していたという事実もその証左であろう。

さらに、会計上の利益に対する影響という観点からみると、留保利益の区分という形で計上された積立金は、それが取崩されても資本（純資産）の金額に変化をもたらさないが、負債として計上された引当金が取崩される際には資本の増加（直接的には収益の増加）をもたらすという相違がある。保守主義のところでも論じたように、引当金は会計利益の平準化や将来の即時的な利益の嵩上げ等の操作に利用できるという特徴がある。一方、資本内部の変化である積立金ではそのような機能は有さない。なお、このような引当金の取崩しによる財務的效果は、設定の目的が何であれ、生じ得る。この点が引当金と積立金との

大きな相違といえるであろう¹⁹。

(2) 引当金の評価

引当金計上を正当化する基礎概念・理論が相違すれば、同じように認識の対象として認められる事象に対しても、その事象がもたらすキャッシュ・アウトフローの評価額(測定値)や毎期の認識金額が相違し得る。ここでは、退職給付引当金を例として取り上げ、収益費用中心観と資産負債中心観をかなり厳密に適用した際(つまり、収益費用中心観と資産負債中心観とを一旦二項対立的な関係においてみた場合)の評価額が相違することを示してみたい。

次のような事例を両会計観の相違を検討するための材料とする。

[事例]

ある従業員は、最大で5年間(1年目の期首から5年目の期末まで)勤務する。年収はそれぞれ、1年目：2,700,000、2年目：3,000,000、3年目：3,300,000、4年目：3,300,000、5年目：3,600,000とする。退職一時金についての契約の内容は、各年収の3分の1の累計額を退職時に支払うというものである。入手可能な情報に基づけば、入社時において見積られた退職確率は契約時点から1年目期末までが0%、2年目期初から2年目期末までが0%、3年目期初から3年目期末までが10%、4年目期初から4年目期末までが10%、5年目期初から5年目期末までが80%であるとする。当然、5年目期末が定年時なので、5年目期末までの退職確率の合計は100%となる。1年目期末および2年目期末には退職確率の見積りを修正せず、3年目期末時点において退職確率の見積りを、4年目期初から4年目期末までが10%、5年目期初から5年目期末までが90%に修正したとする。また、4年目期末時点においては、定年時である5年目期末には必ず退職することから、5年目期初から5年目期末までの退職確率は100%となる。なお、設例を簡単にするため、年度の途中では退社しないこととする。また、退職給付債務の利子率は、契約時点～3年目期末まで2%であり、4年目

¹⁹ 米国では、AIA(American Institute of Accountants)が、リザーブという用語の使用に関して、資本の部における積立金(留保利益の区分表示)を指すものとしてのみ使用するように勧告した後、それまでリザーブの名称を用いて負債の部に計上されていた自家保険引当金、一般目的および偶発損失引当金の計上が急速に減少したが、それが積立金の使用の増加につながっていない。例えば、偶発損失引当金(負債の部)は1950年(109社)、1955年(43社)、1960年(35社)、1965年(19社)と減少しているが、同様に、偶発損失積立金(資本の部)も、1950年(46社)、1955年(29社)、1960年(12社)、1965年(9社)と減少している。つまり、同じく利益の内部留保であっても両者は代替可能な存在ではなく別の役割を担っていることが分かる(詳細は補論参照)。

期初～5年目期末は3%に上昇すると仮定する。

〔収益費用中心観〕

収益費用中心観に基づけば、負債ストックの金額を評価するのではなく、最も可能性の高い現金支出である5年後の支出額（将来費用）5,300,000（1～5年目の年収の合計額15,900,000×1/3）をそれぞれの期間に配分する。配分の仕方は特定されないが、収益が一定であれば、期間利益の「非歪曲」という視点からみて、每期均等に費用計上する方法は妥当性を有するであろう。

事例に基づいて説明すれば、1期目～5期目まで、上記5年後の支出額5,300,000を均等に配分していくことから、毎期末、退職給付費用1,060,000（5,300,000×1/5）と退職給付引当金1,060,000を計上することになる。ただし、上記の例においては、3年目期末、4年目期末に退職する可能性があるので、仮に、3年目期末に退職したとすると、実際の退職金3,000,000（各年収の1/3の合計額：900,000+1,000,000+1,100,000）と退職給付引当金3,180,000（1,060,000×3）との差額である180,000は3年目期末に取崩される。同様に、4年目期末に退職した場合には、実際の退職金（4,100,000）と引当額（4,240,000）との差額である140,000が4年目期末に取崩される。

最終的に支払われる退職金を、原因となる事実の発生（在職中の労働、すなわち労働サービスの費消）に基づいて各期に配分することも考えられる。退職給付債務（労働の対価として発生した将来の退職給付）の発生と同額の勤務費用と退職給付引当金を認識し、2期目以降は新たに発生した債務と同額の勤務費用と各期首の退職給付債務に対する各期の利子費用を計上するのである。この方法では、1種類のキャッシュ・アウトフロー（退職金の支払い）しかないものを、2種類のフロー（勤務費用と利子）に分けて認識していることになる²⁰。

事例に基づいて計算すれば、図表3のようになる。退職給付債務（ストック）の変化に基づいてフローを認識するという体裁はとっているものの、現金支出額5,300,000を在職中の労働に基づいて期間配分していることには変わらない。貨幣の時間価値を認識するかどうかは、収益費用中心観か資産負債中心観かということと概念上で直接の関係はないが、割引率の変化に基づいてストックの再評価をすれば収益費用中心観に基づく処理とはいえないため²¹、ここでは当初

²⁰ 大日方[2000]を参照せよ。

²¹ 当初の契約利率で割引くとすれば、貨幣の時間価値を認識しているのであり、配分の仕方を変えているに過ぎないが、市場金利の変化等に伴って割引率を変化させて割引くとすれば、ストックの再評価をしていることになる。

の契約利率で計算が行われる。つまり、事例では、4年目期初～5年目期末における退職給付債務の利率は3%に上昇しているが、ここでは、すべて当初の契約利率である2%で計算される。

図表3 収益費用中心観に基づく処理

| | 退職給付費用 | | 退職給付引当金 |
|-----|-----------|---|-----------|
| | 勤務費用 | 利子費用 | |
| 1期目 | 831,461 | | 831,461 |
| 2期目 | 942,322 | 16,629 (1期分) | 958,951 |
| 3期目 | 1,057,286 | 16,962 (1期分) + 18,847 (2期分) | 1,093,095 |
| 4期目 | 1,078,431 | 17,301 (1期分) + 19,223 (2期分) + 21,145 (3期分) | 1,136,100 |
| 5期目 | 1,200,000 | 17,647 (1期分) + 19,608 (2期分) + 21,569 (3期分) + 21,569 (4期分) | 1,280,393 |
| 計 | 5,109,500 | 190,500 | 5,300,000 |

備考：各期の勤務費用は、各期を勤務したことにより加算される退職一時金を契約利率2%で支払時（5期目期末）までの期間割引くことにより求められる。例えば3期目であれば3年目の年収3,300,000の1/3である1,100,000を $(1+0.02)^2$ で割引くことにより算出される。また、各期の利子費用は、それ以前の勤務費用にかかる利子を複利計算により求めた額の合計から求められる。例えば3期目であれば、1期目の勤務費用831,461にかかる2期間分の金利16,629 $(831,461 \times 0.02 \times 1.02)$ と2期目の勤務費用942,322にかかる1期間分の金利18,847 $(942,322 \times 0.02)$ の合計額となる。

[資産負債中心観]

資産負債中心観では、毎期末に負債ストックの評価を行い、同時に前期末からの増加額と同額の退職給付費用を計上する。ストック評価の方法は特定されていないが、期待値評価を行うとすれば、毎期末の退職率の見直しと割引率の変化を反映して毎期末の退職給付引当金の金額が算定され、その前期末評価額との差額が退職給付費用となる。

設例に基づいて、入社時と各期末の退職給付引当金と退職給付費用の金額を見積もれば以下ようになる。

[入社時の退職給付引当金見積額]

入社時点において、1 期末、2 期末、3 期末、4 期末および 5 期末に退職した場合の退職一時金の割引現在価値をそれぞれ求めて（割引率の変化も反映して）、各期末における予測退職率で期待値計算をすると以下のとおりである。

$$900,000 \times (1+0.02)^{-1} \times 0\% + (900,000+1,000,000) \times (1+0.02)^{-2} \times 0\% + (900,000+1,000,000+1,100,000) \times (1+0.02)^{-3} \times 10\% + (900,000+1,000,000+1,100,000+1,100,000) \times (1+0.02)^{-3}(1+0.03)^{-1} \times 10\% + (900,000+1,000,000+1,100,000+1,100,000+1,200,000) \times (1+0.02)^{-3}(1+0.03)^{-2} \times 80\% = 4,423,888$$

[1 期末の退職給付引当金見積額]

同様に、1 期末に、2 期末、3 期末、4 期末および 5 期末の退職一時金の割引現在価値をそれぞれ求めて、各期末の予測退職率で期待値計算をすると以下のとおりである。

$$(900,000+1,000,000) \times (1+0.02)^{-1} \times 0\% + (900,000+1,000,000+1,100,000) \times (1+0.02)^{-2} \times 10\% + (900,000+1,000,000+1,100,000+1,100,000) \times (1+0.02)^{-2} \times (1+0.03)^{-1} \times 10\% + (900,000+1,000,000+1,100,000+1,100,000+1,200,000) \times (1+0.02)^{-2}(1+0.03)^{-2} \times 80\% = 4,512,366$$

[2 期末の退職給付引当金見積額]

以下同様。

$$(900,000+1,000,000+1,100,000) \times (1+0.02)^{-1} \times 10\% + (900,000+1,000,000+1,100,000 + 1,100,000) \times (1+0.02)^{-1}(1+0.03)^{-1} \times 10\% + (900,000+ 1,000,000+1,100,000+1,100,000+ 1,200,000) \times (1+0.02)^{-1}(1+0.03)^{-2} \times 80\% = 4,602,613$$

[3 期末の退職給付引当金見積額]

$$(900,000+1,000,000+1,100,000+1,100,000) \times (1+0.03)^{-1} \times 10\% + (900,000+1,000,000+1,100,000+1,100,000+1,200,000) \times (1+0.03)^{-2} \times 90\% = 4,894,240$$

[4 期末の退職給付引当金見積額]

$$(900,000+1,000,000+1,100,000+1,100,000+1,200,000) \times (1+0.03)^{-1} \times 100\% = 5,145,631$$

[5 期末の退職給付引当金見積額]

$$(900,000+1,000,000+1,100,000+1,100,000+1,200,000) \times 100\% = 5,300,000$$

図表 4 . 資産負債中心観に基づく処理

| | 見積退職率 | 退職給付引当金 | 退職給付費用 |
|------|--|-----------|-----------|
| 1 期首 | 1 期中:0%、2 期中:0%、3 期中:10%、 4 期中:10%、5 期中:80% | 4,423,888 | 4,423,888 |
| 1 期末 | 2 期中:0%、3 期中:10%、 4 期中:10%、5 期中:80% | 4,512,366 | 88,478 |
| 2 期末 | 3 期中:10%、4 期中:10% 5 期中:80% | 4,602,613 | 90,247 |
| 3 期末 | 4 期中:10%、5 期中:90% | 4,894,240 | 291,627 |
| 4 期末 | 5 期中:100% | 5,145,631 | 251,391 |
| 5 期末 | 100% | 5,300,000 | 154,369 |
| 合計 | | | 5,300,000 |

以上より、いずれの会計観によっても、定年まで勤めて 5 期末に退職すれば、退職給付引当金 (5,300,000) は一致するが、それ以前においては、毎期の退職給付引当金と退職給付費用の発生額が相違することが明らかとなった。

4 . 負債性を根拠とした引当金の認識・評価にかかる一考察

1 節でみたとおり、収益費用の対応概念ではどこまでが将来の発生費用かを明確にすることは難しく、このため、保守主義の概念とも結びつき、多くの国 (米国、英国、オーストラリア、日本等) の実務において費用性の拡大解釈が生じた。こうした中、評価における厳密性を担保するために、負債性を根拠とし負債ストックのリアリティを回復すべきであるとの議論 (資産負債中心観)

が国際的に支配的となっている。そこで、以下では、資産負債中心観における引当金の認識と評価に関する問題について考察していく。

(1) 資産負債中心観における引当金の認識規準の特徴

引当金を発生させる義務の性質に着目して負債性の有無を議論するのは資産負債中心観の特徴であるが、こうした観点からみると、IASC[1997]およびIASC[1998]は資産負債中心観に基づく引当金論を展開している。ここでは、これらの会計基準の内容を概観することにより、資産負債中心観における引当金の認識規準の特徴を確認する。

まずIASC[1998]では、過去の事象の結果として発生する可能性があり、その発生が企業の支配可能な範囲内でない事象の発生や未発生によってのみ生じる義務を偶発義務とし、キャッシュ・アウトフローの金額または時期が確定していない義務を不確定義務としたうえで、偶発義務の段階では、引当金の認識規準（負債の認識規準）を満たさないが、不確定義務となった段階で、それらを満たせば、引当金としてオンバランスすることが要請されている。すなわち、当初の不確実性を伴う損失の可能性を生み出す事象を第一事象、会計の認識（オンバランス）に足る程度までこの不確実性を解消させる事象を第二事象ということにすると、偶発義務は、第二事象の発生によって不確定義務または確定義務（キャッシュ・アウトフローの金額と時期が確定している義務であって、キャッシュ・フローの発生確率が極めて高いもの）²²となり、第二事象が発生しなければ消滅するという説明が可能である²³。また、偶発義務とは関係なく、発生当初から不確定義務であるものについても同じ流れの中で説明が可能である。

次に、IASC[1997]、IASC [1998]の引当金にかかる認識規準についてみると、

²² これには、キャッシュ・アウトフローの金額と時期は確定しているが、実際の支払義務はまだ発生していないもの（例えば、支払金額や時期は確定しているが期限未到来の期限付債務）と、支払義務は既に発生しているが未だその義務が履行されていないもの（例えば未払金）が含まれる。

²³ 例えば、子会社の債務を保証している場合についてみると、保証契約の締結（第一事象）によって保証義務といった偶発義務が生じ、その後、倒産等（第二事象）によって子会社の債務不履行が確定すると当該偶発義務は確定義務となり、負債としてオンバランスされる。また、偶発義務が確定義務となる前に、例えば、子会社の債務不履行の可能性がほぼ確実と考えられるような事象が生じた場合には、それを第二事象として偶発義務は不確定義務となり、その段階で、引当金の認識規準を満たせば、引当金（債務保証引当金）としてオンバランスされることになる。そして、上記のような第二事象が発生する前に、子会社が債務を弁済した場合には、当該偶発義務（保証義務）は消滅するとの説明になる。

例えば IASC[1998]²⁴では、IASC[1989]が規定する負債一般の「認識規準」にはない、義務の特徴についての規定がある。前述したように、引当金の拡張解釈は、収益費用の対応を根拠とした場合でも負債性を根拠とした場合でも起こり得る。それは、引当金が利益操作のツールとして非常に魅力的なものであるからである。しかし、将来発生費用を厳密に規定することが極めて困難であるのに対して、負債性に関しては、認識の対象となる「現在の義務」の性質を明確にすることによって比較的厳密な規定が可能である。

こうした観点から、IASC[1998]では、「現在の義務」の特徴として、義務の決済において、「経済的便益を移転する以外に現実的な選択肢がない場合に存在する」(para.17)との説明が加えられている。したがって、支出を撤回するという選択肢が企業に与えられている場合には、「現在の義務」は存在せず、引当金は認識されない(IASC[1997], paras.17, 18)。例えば、リストラクチャリングのためのコストについては、経営者の支出の「意図」のみでは撤回の可能性を残しているため、「意図」が回避できない状態となる条件を必要とする(IASC[1997], paras.55-74, IASC[1998], paras.70-83)。このような条件を追加していくことによって、負債性を根拠とする認識規準は、かなり厳密な適用が可能となる²⁵。

なお、資産負債中心観に依拠すれば、期間利益は、「期中における企業の純資産の変動のうち、資本的性質を有する変動分を除いたもの」と理解されており、純資産が資産と負債との差額として示されることから、資産と負債の概念

²⁴ IASC[1998]における引当金の認識規準(定義と「狭義の認識規準」)は以下のとおりである。

[引当金の定義](para.10)

引当金とは、キャッシュ・アウトフローの金額または時期が不確定の負債である。

[引当金の認識規準](para.14)

特定企業が、過去の事象の結果として、現在の義務(法的義務または推定的義務)を有していること

当該義務の決済に、経済的便益を表す資源の流出の可能性が高い[50%超]こと

当該義務の金額が信頼をもって見積られること

²⁵ このように「現在の義務」を解釈すれば、「現在の義務」の内容は、法的義務に限定される必要はないことになる。法的拘束力によらなくとも、企業に特定の支出を行う以外に義務決済の代替的方法がない場合は存在する。例えば、工場を取巻く土地の環境汚染を知った企業が、法的には浄化する義務がなくとも、企業イメージと地域共同体との良好な関係の維持のために、汚染を浄化せざるを得ない場合がある(IASC[1997], para.17)。当該企業が浄化のための支出を避けることができないならば、推定的義務(constructive obligation)が存在する(IASC[1997], para.16)。この推定的義務も引当金の「認識規準」の「現在の義務」という条件をクリアする。ただし、リストラクチャリング・コストのケースのように、推定的義務の場合に、経済的便益を移転する以外に現実的な選択肢がないかどうかを判定することは難しいため、より具体的な適用指針が必要とされよう。

と評価が決定的に重要な事項となる。つまり、利益の計算にとって、収益や費用のフローは、利益数値の原因を示すための追加的情報に過ぎず、費用（毎期反復的にキャッシュ・アウトフローをもたらす義務）と損失（非反復的にキャッシュ・アウトフローをもたらす義務）の区別も問題ではない。利益がどのようにして得られたかを示す必要がないのであれば、費用も損失も、その発生確率が同様であれば、何ら区別する必要はない。資産負債中心観における引当金の認識規準は、もっぱら引当金を発生させる「義務」に焦点を絞って論じられればよいことになる。

もっとも、これまで、FASB[1975]を例外として²⁶、引当金と偶発損失とは別々の会計基準で、あるいは区別して議論が行われてきた。それは、程度の差はあるものの、収益費用中心観の考え方が反映されていたのではないかと考えられる。すなわち、収益費用中心観によれば、期間利益は、「ある期間の収益と費用を対応させ、その結果に利得を加算し、損失を控除した結果」²⁷と理解されており、収益・費用のフローの配分は、利益計算にとって不可欠の構成要素である。その場合、ある期間の利益（計算の結果）が、当該企業の主たる生産や販売活動によるものか付随的な活動によるものかを、あるいは、期間中の努力と成果との対応によるものか、偶発利得や偶発損失によるものかを区別して示す

²⁶ FASB[1975]は、（偶発損失の）偶発性を「ある企業において発生する可能性のある損失に伴う不確実な現在の条件、状況、または相互に関連のある複数の状況」と捉え（para.1）、偶発損失の例として、a.貸倒損失、b.製品保証、c.災害損失、d.資産の接収、e.係争中の訴訟、f.クレーム、g.自然災害による損保の損害、h.債務保証、i.銀行のスタンド・バイ・レター、j.買戻契約という広範なものを提示している（para.4）。これら偶発損失における偶発性（不確実性）は、将来において、ある事象（単複を問わず）が発生した時、または（発生すべきなのに）発生しなかった時に消滅する（para.1）。決算時点において、資産の減損が発生している可能性が高く、合理的見積りができるもの（para.8）については、当該減損を示す勘定（評価勘定）をもってオンバランスさせ、負債が発生している可能性が高く、合理的見積りができるもの（para.8）については、引当金（当該基準では、引当金という用語ではなく、その具体的な内容を表す見積り負債の勘定という用語が用いられている以下同様）としてオンバランスすることが要請されている（つまり、偶発損失は、資産の減損の可能性と負債の発生の可能性の2つに分類される）。

このように、FASB[1975]では、ストックの価値変化に着目し、偶発義務（偶発損失をもたらす事象のうち「」に関わる義務）と不確定義務とを区別していない点は、資産負債中心観に依拠した見解とみなすことができるが、「と」の区別をしていないこと、両者を併せて費用とは違う損失という用語を用いていることは、収益費用中心観的な性質も有していることの証左であろう。このことから、FASB[1975]は、収益費用中心観から資産負債中心観への過渡期における会計基準と位置づけることができよう。

²⁷ FASB[1976], sec.194によれば、収益費用中心観に基づく見解の中にも、期間利益（または損失）を、 $\text{期間利益（または損失）} = (\text{収益} - \text{費用}) + \text{利得} - \text{損失}$ と解するものと、 $\text{期間利益（または損失）} = \text{収益（利得を含む）} - \text{費用（損失を含む）}$ と解するものがあるが、前者の見解が優れているという。

ことは会計の重要な役割と理解されている。

前述のとおり、収益費用中心観に基づき引当金を認識すると、費用性の拡大解釈が生じてしまうため、その歯止めとして負債ストックのリアリティを回復すべきであるとの議論が国際的に支配的となっている。しかし、現行の会計基準は、収益費用中心観と資産負債中心観の双方の要素を兼ね備えたハイブリッド構造となっており²⁸、収益費用中心観に立脚した情報提供は依然として重要な要素となっている。したがって、資産負債中心観に基づき認識の要否を判断するとしても、費用をもたらす事象と損失をもたらす事象を区別して情報提供をしていくことを妨げる理由はないであろう²⁹。

(2) 引当金の認識規準における発生確率（偶発性）について

不確定義務や偶発損失について、発生確率の非常に低い事象までも認識の対象とするということになると、貸借対照表が膨大なものとなり、意思決定に有用なストック情報を提供するという本来の役割を果たさなくなることから、発生確率によって認識の下限を設定することが必要となる。この点、例えば IASC[1997]では、認識規準としての発生確率（何%以上の発生確率の事象を評価の対象とするか）には触れていなかったが、IASC[1998]では「発生の可能性が高い（probable）」という用語を「more likely than not（50%超）」という意味で用いると明記している。同時に、かかる probable の解釈は、必ずしも IAS の他の基準における負債一般の解釈に適用されないとされており（同脚注3）、このことから、引当金の認識規準における経済的便益移転の発生確率の下限は、他の負債の場合（「発生の可能性が高い」）よりも緩やかであると考えられている。

かかる発生確率を満たさない原因事象については、経済的便益移転の可能性が偶発的であるとして、引当金の計上が否定される。発生確率の判断に当たっては、通常は、個別の事象を単独で捉えて判断することになるが、以下にみるように、単独で捉えるのではなく、同種の事象を総体的に捉えて発生確率を判

²⁸ 少なくとも、筆者の知る限り、これまでに公表されている各国の会計学文献や会計基準設定主体の公表物の中に、収益費用中心観のみで会計手続のすべてを説明しようとするもの（ストックの評価を排除するもの）も資産負債中心観のみで説明しようとするもの（フローの配分や対応を排除するもの）もない。詳しくは、大日方[2002]を参照せよ。また、両者が、補集合の関係がないことを説明したものとして、徳賀[2002]を参照せよ。

²⁹ 費用と損失の区別を行わないことを示した FASB[1975]の討議資料（Discussion Memorandum）に対しては、多数の批判があったという。詳しくは、FASB[1975], paras.76-79を参照せよ。

断するのが適当と考えられる場合がある。

例えば、同種の製品を大量に仕入れて販売するケースにおける製品保証引当金のような事象について検討してみたい。ここでは、製品の販売が第一事象となり、欠陥等に関するクレームが第二事象となる。確かに、個々の製品ごとに考察するならば、第一事象の発生時点において、当該製品に欠陥が発生するかどうかは偶発的（つまり修理義務は偶発義務）であり、クレームがあれば修理費用の発生は確定的となる（修理義務は確定義務となる）。第一事象が発生し第二事象が発生するまでの期間において、当該義務が引当金の認識規準を満たせば、引当金として計上される、との説明が可能かもしれない。

しかし、毎年種類の少ない製品を多数販売し、每期修理費用が発生している場合のように、大数の法則があてはまると考えられるケースでは、販売と修理費用の発生との関係は偶発的（確率的）ではあるまい。例えば、製品保証付で商品を販売し、何らかの欠陥が発生する確率が10%、欠陥の発生しない確率が90%というケースにおいて、製品1個についてみれば修理費用の発生しない確率は0.9であるが、これを10個販売すれば 0.9^{10} 、1,000個販売すれば $0.9^{1,000}$ と、多く販売するにつれて、修理費用の発生しない確率は0に近づいていく。逆に、修理費用の発生する確率（修理費用が0ではない確率）は $(1 - 0.9^k)$ （ただし、 k は販売個数）となり、多く販売するにつれて、1（100%）に近づいていく。このように考えれば、製品の販売は偶発義務（偶発的な損失）を生み出しているというよりは、引当金の認識規準を満たすような不確定義務（不可避の費用）を発生させていると考えられる³⁰。

（3）引当金評価への「期待値」評価の導入

確定義務を認識・評価しようとする場合、決済の金額と時点は確定しているため、確定義務を発生させる事象が発生した時の決済義務の金額に関する不確実性はない。したがって、発生確率は認識基準において問題にすれば足りることになる。一方、決済金額の確定していない不確定義務を認識・評価しようとする場合には、不確定義務を発生させる事象が発生したとしても実際の決済義務の金額に関しては不確実性が伴う。この場合、不確実性は伴うとしても、ある金額での支払義務の発生可能性が他の金額での発生可能性よりも圧倒的に高い

³⁰ Kohler[1970]が、偶発損失として処理されるべき製品保証を、「過去の経験が適用できない、新製品の保証」（訳書 p.121）に限定していることも、筆者と同様の根拠に基づくものと思われる。

場合であれば、その最も発生可能性の高い金額で不確定義務を評価するというのは、理論的にも、実際的にも首肯できる。将来の不確実性が伴う事象に対する伝統的アプローチは、こうした考えから、事象の発生確率の高さによって認識の是非を決定し、認識規準をクリアしたものに対して、最も発生確率が高いと期待される単一のキャッシュ・フローの金額を与える方法であった（以後、これを単一 CF アプローチということにする）。FASB[1975]、IASC[1978]、IASC[1998]は、基本的にこのようなアプローチを採用している。単一 CF アプローチでは、発生確率は認識の規準であって評価の要素ではない。

一方、IASC[1997]、IASC[1998]、FASB[1999]および FASB[2000]は、技術的制約を認めながらも、可能な場合について、すべての起こり得る金額をそれぞれの金額の発生確率により加重平均する「期待値」によって不確定義務の評価を行う方法（以後、これを、複数 CF アプローチということにする）を勧告している³¹。複数 CF アプローチは、前述のように、大数の法則があてはまり、偶発義務（偶発的な損失）を生み出しているというよりは、引当金の認識規準を満たすような不確定義務（不可避の費用）を発生させていると考えられる場合に、最も典型的にあてはまることになる。その場合、個々の事象の発生確率は、認識要件の判断においては問題とならないが、その評価の要素として期待値計算に用いられることになる。

「期待値」評価の典型的適用例としてしばしば取り上げられる製品保証引当金の見積りについて、次のような設例をあげて検討してみよう。

A社は、1990年期首において、製品Xを100個販売した。A社は、製品の買い手すべてに対し6ヶ月以内に明らかになった欠陥品の修理費用を弁済すると

³¹ 期待値の算定が困難な場合（例えば、母集団が大きい場合や過去の費用の発生に関するデータがない時）に引当金を設定する場合には、期待値に代替する評価額を何らかの方法で見積るしかない。IASC [1997] は、次のような代替の方法を提示している。

最も発生確率の高い（あるいは、最もありそうな）金額

最も発生確率の高い（最もありそうな）期待キャッシュ・アウトフローの金額は、それよりも大きくなる可能性と小さくなる可能性が等しいと判断される場合にのみ、引当金の評価額として採用される（para.27）。

予想される金額の幅における中間値

期待キャッシュ・アウトフローの金額が連続的な範囲の中にあって、その範囲内のどの金額の発生確率も同程度であると判断される場合には、その範囲の中間点が、見積額として採用される（para.27）。

専門家による見積り・過去の類似例の金額

専門家による見積りの採用や過去の類似例の際の金額を参考にすることによって合理的見積りが可能であれば、当該金額で評価がなされてもよい（para.28）。

いう製品保証契約のもとで製品を販売している。その欠陥が軽微であれば 0.6 万円、中度であれば、1 万円、重大であれば 5 万円の補修費用が 1 個につき掛かるとする。当該企業の過去の経験と将来予測に基づけば、製品の 92%は何ら欠陥がなく、軽微な欠陥が発生する確率は 5%、中度の欠陥は 2%、重大な欠陥は 1%である。今回の販売による修理費の期待値を計算する。ただし、時間価値は考慮しない。

期待値による製品保証引当金の評価額は、以下のようになる。

$$(0.6 \text{ 万} \times 5\% + 1 \text{ 万} \times 2\% + 5 \text{ 万} \times 1\%) \times 100 \text{ 個} = 10 \text{ 万}$$

不確定義務の評価において期待値を採用することは、同額のキャッシュ・アウトフローの発生が期待される場合でも、その発生確率が相違する事象間の相違を評価額に反映し、不確定義務間の比較可能性を高めるという点、および複数の金額のキャッシュ・アウトフローが期待される時に、最も発生確率の高い金額のみではなく、発生する可能性のある全金額を評価に反映するという特徴を持っている。

以上の議論は、期待値計算のデータが入手可能との前提に基づくものである。単品種あるいは少品種で大量生産（大量仕入）を繰り返している状況であれば必要データの入手は容易であろうが、多品種で小量生産（小量仕入）であったり、製品の技術革新が激しい状況においては必要データの入手は困難となるであろう。そのような場合には、発生確率の最も高い金額を当該評価額の信頼性の程度に応じてオンバランスするか注記することになる。

なお、以上の見解は、製品保証引当金の「期待値」がオンバランスの要件を満たす場合には、それをオンバランスするだけで足りると述べているわけではない。期待値計算の根拠となるデータが併せて注記されるべきことは当然であろう。

（４）偶発義務の評価においてオプション料の評価法は使えるか

本節の（２）と（３）では、偶発義務かどうかについて議論の分かれていた製品保証義務について、毎年種類の少ない製品を多数販売し、ある一定金額の幅で每期修理費用が発生しているケース等においては、総体的に捉えることにより不確定義務として捉えたうえで、複数 CF アプローチに基づき、その期待値を盛り込んだ評価額を負債として認識する可能性について指摘した。ここでは、さらに、第二事象の発生に関する不確実性の高さゆえに（その結果、評価額の信頼性が低いことから）、これまでは明確に偶発義務とみなされ、原則として

注記されてきたものについて、オプション・モデルを用いることにより負債として認識することが可能であるか否か、あるいは、オンバランスしないとしても当該偶発義務のより説得的な評価額を注記情報として開示できるか否か、という点についてみていく。

偶発義務は第二事象の発生前後に（または不発生の確定によって）、不確定義務となる。不確定義務となった後の認識と評価については、以上で論じてきたところである。これまで各国の会計基準が、偶発義務を認識・評価の対象から排除してきたのは、第二事象の発生に関する不確実性ゆえであった。しかし、この第二事象の発生とそれによって発生する損失をある程度信頼のおける方法で評価できるのであるならば、支払義務というストック評価の視点からみて、偶発義務と不確定義務とを区別する所以はない。また、それが可能であるならば、企業の負っている将来損失の可能性をより適切に財務諸表に反映させることにもなる。

そこで、偶発義務の評価に関して、第二事象の発生（または不発生）によって、一定の義務が発生し、その決済にキャッシュ・アウトフローが必要となるという点で共通性を有する「プット・オプションの売り」に関する考え方が適用可能かどうかを検討してみたい。

例えば、債務保証損失引当金を例にとりて考えてみよう。債務保証契約では、保証者は、契約時点で保証先から保証料を取り、保証契約期間終了時点で保証先が債務を履行していれば、それが保証者の利益となる。一方、保証先が債務の全部または一部を履行しなければ、債権者より保証者に、保証額を上限とした支払請求がきて、保証者は保証先に替わって返済をしなければならない。保証者には、保証先に対して、支払った金額と同額の求償権が発生する。この場合、「求償権の行使によって得た金額 + 保証料」 - 「債権者に支払った金額」が保証者の利益（マイナスの場合には損失）となる。

次のような事例を保証債務を検討するための材料とする。

A企業が銀行から300万円を借り入れ、B企業がその債務保証をする。B企業は、その見返り（債務保証料）としてA企業からX万円を受け取る。一定期間（保証期間）の後、A企業の債務不履行によって、銀行から貸付金 + 利子で315万円の請求がきたので現金で支払い、直ちに、A企業に対して求償権を行使した。

このケースにおいて、保証料X万円が競争的な市場において決定されたものであるとすれば、このX万円は債務保証契約時点においてA企業のデフォルトの確率と求償権行使時点におけるA企業の担保価値を反映したオプション・プ

レミアムであり、契約時点における偶発義務の評価額となるはずである。つまり、このX万円は保証損失の期待値であると考えられるのであって、そうであれば、債務保証契約を取り交わした際に受け取った現金は、債務保証益とすべきではなく、債務保証損失引当金として計上すべきことになるものと考えられる³²。

競争的な市場が存在しない場合に、この偶発義務の契約時点の評価額（債務保証料X）をオプション・モデルにより推計することは可能であろう³³。さらに、

³² 日本における現在の会計実務では、保証額で対照勘定を設ける方法が採用されている。例えば、次のような仕訳となる。

| | | | | |
|--------------|---------|-----|----------|-----|
| 保証時点 | (借) 現金 | X | (貸) 保証料 | X |
| | 保証債務見返 | 300 | 保証債務 | 300 |
| 保証相手のデフォルト時点 | (借) 未収金 | 315 | (貸) 当座預金 | 315 |
| | 保証債務 | 300 | 保証債務見返 | 300 |

この方法では、保証料が現金収入に裏付けられているため、実現収益とみなされている。しかし、これが収益ではなくなるというリスクを考慮すれば、負債として示すべきではないか。

³³ 債務保証損失の評価に当たって利用可能と思われる代表的なオプション・プライシング・モデルは、構造型モデルと誘導型モデルであろう。

まず、構造型モデルとは、バランスシートを念頭において、「資産」の価値が「負債」の価値を割込んだら（すなわち資本<0で）「デフォルト」とみなすようなモデルのことである。当該モデルに基づけば、その企業の負債を提供している債権者からみると、資産価値が十分あれば（>負債）デフォルトしていないわけであるから、負債価値（=債権価値）はその額面（+金利）の割引現在価値と考えてよいはずであり、一方、「資産<負債」となった場合がデフォルトである。求償権行使時点における保証先企業の担保価値が大きければ損失は少なく済む（場合によっては、求償額すべてを回収できる）が、保証先企業の資産価値がほぼゼロの場合には、負債価値（=債権価値）もゼロとなる可能性がある。この、負債価値（=債権価値）のペイオフは、資産価格が増えるにつれて増加し、債権の額面に達したら、それ以降資産価格が増加しても一定で推移する。これがプットオプションのペイオフのアナロジーとみなせるということである。言い換えれば、企業の負債価値を資産価値上に書かれたオプションであるとみなしている。債務保証損失の場合、ブラック・ショールズ式が必要とする変数である、対象証券価格、対象証券のボラティリティ、金利、オプション期間、行使価格は、それぞれ、貸借対照表における「資産」価値、「資産」価格のボラティリティ、市場金利（リスクフリー）、「負債」の満期、及び「負債」の額面と考えることができよう。ただし、は直接に観察できないため、それらを株価情報から推計するのが一般的である。また、もリスクを異にする複数の債権が存在している場合には、推計に頼るしかない。つまり、現在のところ、測定値がオンバランスに耐える「硬度」を持っているかどうかの問題があるかもしれない。

一方、誘導型モデルとは、外生的にデフォルト率や回収率を与えることで債権価格を求める方法であり、外生変数モデルともいう。債務保証損失における原資産は企業債務であり、ある時点までデフォルトしなかった債権が次の時点でデフォルトするといった連続でない状況を伴う債務の価格変動を扱うには、ハザード関数の利用が有効であろう。とりわけ、債務保証の価値を評価するには、「クレジット・デフォルト・スワップ」と呼ばれるクレジット・デリバティブの使用が考えられる。これは、ある企業が倒産した場合に、事前に取り決めた金額、またはその損害額を保証するオプション（商品）である。ただし、この種のデリバティブの研究が急速に進められているとはいえ、求償権の行使によって回収可能な金額（求償権行使時点における保証先企業

この債務保証契約時点における偶発義務の評価額は、時間の経過と共に変化するであろうから、仮に、A企業の信用力と求償権行使時点におけるA企業の担保価値が変化しないとしても、契約期間の終了時点が近づくとつれて、A企業のデフォルトの可能性は小さくなっていき、偶発義務の評価額は小さくなることになる（評価差額分が、収益として実現していく）。また、実際には、A企業の信用力と求償権行使時点での担保価値も変化していく。このような複雑な条件下で、毎決算時点での当該偶発義務の公正価値評価を行うには、オプションのプレミアム決定法以外に有効な方法はないであろう。

しかし、こうしたオプション・モデルに基づいて計算されたプレミアムは、計算の前提となるデータの制約等から、会計上認識するためには、信頼性の面で問題がないとはいえない。もちろん、「クレジット・デフォルト・スワップ」市場が発展してくれば、そこでの価格や価格決定方法を利用することで信頼性の高いプレミアムの数値が得られる可能性もあるが、その場合でも、求償権行使により回収可能な金額（求償権行使時点における保証先企業の担保価値）を保証料の評価にどのように織り込むのか、保証先の信用リスクの変化をどのように評価するのか、金利変動をどのように織り込むか、といった解決すべき問題が残されている。会計が利用できる程度の信頼可能な評価額として一般の承認を得るには、今後の研究の進展を待つ必要がある。

さらに、係争事件のような偶発事象の場合、評価はさらに困難になる。係争事件において、企業に何らかの支払義務を発生させる第二事象は和解か裁判の判決であり、第二事象が発生すれば、当該偶発義務は確定義務となる。引当金は、決算時点において、先行き敗訴または和解によりキャッシュ・アウトフローが必要となることがほぼ明らかであるが、金額や支払時期については不確定であるという状況において見積計上される。しかし、この場合、裁判に勝つか負けるか、負けた際にどれだけの損害賠償をしなければならないのか、判決前に和解が成立する可能性がどの程度あって、その場合の和解金はどの程度になるのかは経験的に推定するしかなく、見積数値の信頼性の問題はさらに深刻である。

の担保価値)や保証先の信用リスクの変化をどのように評価するのか、金利変動をどのように織り込むか、といった変数の推定が必要となる。現在のところ、構造モデルと同様に、測定値がオンバランスに耐える「硬度」を持っているかどうかには問題があるが、今後、当該デリバティブの普及によって、この推計値に対する一般的な合意が形成されていくかもしれない。

なお、構造型モデル・誘導型モデル、およびクレジット・デリバティブに関して、乾孝治氏(京都大学)より文書によるレクチャーを受けた。記して感謝の意を表す。ただし、あり得べき誤謬等はすべて徳賀の責任であることはいうまでもない。

このように考えると、偶発義務を、その発生時点でオプション・モデルにより評価し、これを負債として計上することには評価額の信頼性の面から問題が少なくない。現状では、こうした情報は注記の形で開示することが望ましい。とりわけ、係争事件のようなケースでは、見積数値の信頼性の欠如が著しいことから、注記において係争中の裁判があることや損害賠償請求額（見積り最大額と最小額）等を開示することの方が有用であろう³⁴。

加えて、オプション・モデルを用いて偶発義務を認識・評価するうえでは、会計理論上の金融負債の公正価値評価に関する議論の決着を待つ必要もある。すなわち、オプション・モデルの適用等によって偶発義務や不確定義務の期待値評価を行うことは、理論的には、それらの義務に関する競争的な市場を擬制して、そこで決まるべき金額を会計が採用するというところにほかならない。金融負債の公正価値評価が行われていない現状にあって、引当金だけが公正価値評価されることは他の評価額との間の理論的な整合性を欠くおそれがある。ただし、既に退職給付引当金の評価において複数 CF アプローチが採用されていることもあり、ストック評価という視点からは引当金の評価がこうした方向に向かう可能性は高いといえよう。

5. おわりに

冒頭に示したように、本稿の課題は、引当金の計上を正当化する企業会計の基礎概念・理論は何であり、引当金の計上額はどのようにして決定されるべきか、という疑問に答えることである。

上記の 2 つの課題は、密接に結びついている。引当金の計上を正当化する理論が変われば、引当金の性質は異なり、オンバランスされる引当金項目やその

³⁴ さらに、訴訟に関する引当金を見積り計上することは、有罪であることを認めたとみなされ、訴訟や和解における交渉において不利になる可能性があるほか、資本市場への負の影響もあり得るといった懸念から、経営者が引当金の計上を控える傾向にある点が指摘されている。実際、米国では、訴訟において和解のための必要になるかもしれない費用に関して、負債を計上した企業はほとんどなく、注記での開示に限定されている（Palepu *et al.*[2000], pp. 5.5-5.6、訳書 pp.107-109）という。

また、米国では「スーパーファンド法」（Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act, 1980）のもとで、危険物廃棄場（superfund sites）に危険物を不法投棄した責任を持つ企業は、連帯して、損傷・遺失した自然を修復する義務を負うが、これについても同様のことがいえよう。当該義務に関しては、不法投棄した時点で当該義務は発生しており、費用性からみても負債性からみても引当金の計上は可能である。しかし、自然修復費用の額が不明確であることを別にしても、他の不法投棄を行った企業との分担割合に関する交渉への負の影響の懸念や資本市場への影響の懸念から、該当する企業が見積りどおりの引当金を計上するとは思えない。詳しくは、Palepu *et al.*[2000], pp.5.6-5.7、訳書 pp.109-111 を参照せよ。

金額に変化がもたらされるからである。そこで、これまで引当金計上の根拠として使われてきた費用性（収益費用の対応概念）、負債性（あるいは債務性）、および保守主義を検討したうえで、収益費用中心観 vs. 資産負債中心観という視点から、引当金の認識と評価の問題を考察した。簡単に整理すれば、次のようである。

引当金は、収益費用の対応概念（収益費用中心観）を根拠とすれば、当期の収益を生み出すための将来発生費用の相手勘定（擬制負債）と規定される。このような理解が厳密に適用されれば（あるいは厳密に適用する方法があれば）、当期の収益に貢献することのない将来損失に引当てがなされることはない。例えば、偶発損失は収益費用の対応概念に入っていないので、引当てられることはなく、損失が確定するまでは重要であれば開示され、損失が確定的となれば未払金としてオンバランスされることになる。しかし、実際には、「当期の収益への貢献」も「将来発生費用」も規定が極めて困難な概念であるため拡張解釈が行われ、経営者の利益操作の格好の材料となった。その結果、貸借対照表には多くの、そして多額の「負債でない負債」が計上され、負債ストックのリアリティは失われた。

こうした中、評価における厳密性を担保するために、負債を根拠とし負債ストックのリアリティを回復すべきであるとの議論（資産負債中心観）が国際的に支配的になってきた。負債性を根拠とするならば、引当金とは、決済の時期もしくは金額（またはその両方）が不確定な負債と規定される。このような理解が厳密に適用されれば、負債でないものが負債としてオンバランスされることがないのはいうまでもない。負債性を根拠とするため、事象がもたらす義務の発生確率と見積可能性が重視される。義務の性質から判断するならば、偶発損失の原因となる偶発義務といわゆる負債性引当金の原因となる不確定義務とは、同じタイム・シリーズの中で論ずることが可能である。第一事象の発生によって生じた偶発義務は第二事象の発生前後に不確定義務となる場合があり、その場合には、引当金が計上される。偶発損失と引当金とは、引当金としての認識規準を満たす段階にあるかどうか、という相違でしかないのである。

負債性を重視した認識規準によって、負債ストックのリアリティは相対的に高まり、引当金を用いた会計操作も減少するであろうが、負債性のみを根拠とすることによって失われる企業業績に関する情報がある。費用と損失との区別³⁵

³⁵ ストックの価値変動から利益を計算するとすれば、利益計算上は費用と損失の区分は不必要である。

しかし、費用と損失を区分する情報の価値が失われるわけではない。資産負債中心観の適用によって失われていくフロー情報が有用なものであればそれを補っていく必要がある。なお、こ

である。引当金の認識規準を満たす偶発義務を引当金としてオンバランスするとしても、費用をもたらす事象と損失をもたらす事象を区別して情報提供することを妨げる理由はないであろう。

不確定義務の評価においては、当該義務から複数のキャッシュ・アウトフローが発生する可能性がある場合やキャッシュ・アウトフローの金額を一定の幅の中でしか予測できない場合が多い。これまで採用されてきた方法は、個別の事象を単独で捉える場合であれ、同種の事象を総体的に捉える場合であれ、発生確率でオンバランスか注記かを決め、オンバランスとなれば、最も発生する可能性の高い金額を負債計上するというものであった。これに対して、今のところ、技術的制約ゆえに適用される領域は限られているものの、複数キャッシュ・アウトフローの金額とそれぞれの発生確率によって算定される期待値評価（時間価値が重要な場合には現在価値計算を行う）の可能性を指摘した。さらに、偶発義務の測定において、オプション・モデルの採用の是非を検討した。債務保証損失のような金融負債としての偶発義務の評価については、オプション・モデルの適用によって、合理的な見積りの条件が満たされ、偶発義務を第二事象の発生以前にオンバランスさせる可能性があることを指摘した。しかし、技術的には、克服すべきいくつかの問題があるばかりでなく、会計理論上の金融負債の公正価値評価に関する議論の決着を待つ必要がある。

れまで費用と損失は次のような規準で区分されてきた。1 つは、企業が収益を期待して行う購買、生産、販売、管理および現金回収活動に費用を、他方、企業の二次的なまたは副次的な活動および企業の支配がほとんど及ばず、いつ発生するか分からないような事象の影響に損失を結びつけるものである（Kohler[1975]）。もう 1 つは、当期の収益を生み出す原価を費用とし、何ら収益に貢献しないものを損失とするものである（Paton & Littleton[1940], AAA[1957]等）。Kohler[1975]の視点は、フローの情報として不確定義務（将来費用）と偶発義務（将来損失）を区別することに対する支持となり得るであろう。

[補論] 米国における引当金の用語法とその推移 (1946 年以降について)

ここでは、仮に、引当金を、会計処理の手続に従って将来発生する費用・損失について当期の収益への賦課によって当期に見越し計上される貸方項目と規定しておく。このような項目は、これまで reserve、provision、および allowance という用語で表現されていた。

まず、reserve についてである。1960 年代に入るまで、引当金について reserve という用語が最も一般的に使用されていた。しかし、reserve という用語は、上記のような意味での引当金だけに用いられたわけではない。AIA[1953]によると、1940 年代における reserve の用語法は次のようであったという (sec.60)。

資産の評価勘定や資産の取替のための積立。例えば、貸倒引当金、減価償却引当金、その他の工場・設備等の取替のための積立金

金額の不確実な負債、偶発損失に備えたもの、および自家保険などで、費用計上を相手勘定とする項目

留保利益の処分によって資本の部に積立てられた項目 (留保利益の区分表示されたもの)

reserve を設定する際の相手勘定である借方項目 (費用・損失等)

ただし、はその当時の米国に限定され、歴史的にも国際的にも普遍性を有さない。一方、～ に関しては、米国のみならず、英国、ドイツ、および日本等でその計上がみられ、長い間論争が展開されてきた³⁶。また、その内容が資産の評価勘定であるか、留保利益の区分であるか、または費用計上であるのかを問わず、当時の米国では、その大部分は「負債と資本の中間」³⁷に記載されて

³⁶ 例えば、わが国では、引当金となる項目を決定する際には債務性が考慮されるものの、企業会計原則の注解 18 が引当金として列挙している項目をみると、貸倒引当金のほか、売掛金に対する評価勘定としての性質を有する売上割戻引当金と返品調整引当金や、有形固定資産の評価勘定としての性質をも有する修繕引当金と特別修繕引当金も含まれている。このことは、企業会計原則が引当金となる項目を決定するうえで、ストックとしての負債の性質との適合性を重視していないことの顕れであるが、同時に、資産の評価勘定と負債性引当金との区別を具体的な次元で行うことの困難性をも示している。

かつて、減価償却累計額も減価償却引当金と呼ばれていた時期があり、資産の評価勘定を引当金と呼んだ理由が、つまり、減価償却累計額・貸倒引当金と他の引当金を共通に「引当金」という用語で表現した理由が存在していたはずであろう。本稿で論ずる余裕はないが、資産の評価勘定と引当金との異同も改めて論ずべきテーマかもしれない。

³⁷ Hawkins[1972]は、この負債と資本との中間を"no-man's land"と呼んだ。また、財務アナリストは貸借対照表のこの領域を"twilight zone"と呼称したという (Bernstein[1978], p.189)。

いた。

AIA の会計手続委員会 (CAP) は、「リザーブの用語法」という『会計研究公報』第 34 号 (AIA[1948]、1953 年に『会計用語公報』として改訂編集) を公表し、reserve という用語を上記の のみに使用すべきことを勧告し、さらに、「剰余金 (surplus)」という用語について規定した『会計研究公報』第 39 号 (AIA[1951]) でも同様の意見を述べている。また、同年、AIA は、負債として認識計上されるべき reserve は、見積負債 (estimated liabilities or liabilities of estimated amount) として記載すべきことも勧告している (AIA[1953], sec.62)。

図表 A-1 は偶発損失引当金および一般目的引当金と自家保険引当金の計上件数と用語法に関する AIA および AICPA の調査を集計したものである。1940 年代～50 年代にかけて、引当金として最も一般的に計上されていたのは、この種の (目的を具体化しない) 引当金であった。図表 A-1 から、AIA[1948][1951][1953] の公表以前においては、多数の企業で偶発損失引当金や自家保険引当金といった目的を特定しない引当金が計上されていたが、AIA による再三の勧告によって、この種の引当金の計上自体も、reserve という用語の使用も急速に減少したことが分かる。

当該領域の出現は、会計学者に対して、貸借対照表の「資産 = 負債 + 資本」という構造を「資産 = 負債 + "no-man's land" + 資本」という構造に変化させるか (Sprouse[1966], p.45、ただし、Sprouse[1966]は"no-man's land"とは呼ばず、"what-you-call-its [貴方が呼びたいように呼んでいいもの]"と呼んでおり、この領域の存在を負債だけでなく資産の中にも認めている)、貸借対照表の貸方を負債と資本に区分することを止めて、1 つの区分にまとめるか (Hawkins[1972], p.197)、あるいは、これらの"no-man's land"項目を負債と資本とに明確に区別できるような負債概念 (資産と負債の概念と評価を明確にし、資本を差額概念として説明すればよい) を構築するか、という選択肢からの選択を迫った。その後の展開をみると、資産負債中心観に基づいて、資産および負債の概念を厳格に定義し、資本を差額概念とする解決策が選択されている。

図表 A-1 . 計上件数と用語法

| | 1946 ⁽¹⁾ | 1950 ⁽¹⁾ | 1955 | 1960 | 1965 | 1970 | 1975 | 1980 |
|-------------|---------------------|---------------------|------|------|------|------|--------------------|------|
| 一般目的および偶発損失 | | | | | | | | |
| reserve | 318 | 125 | 55 | 37 | 20 | 7 | N/C ⁽²⁾ | N/C |
| provision | | 3 | 1 | 2 | 1 | N/C | N/C | N/C |
| その他の表現 | | 27 | 16 | 9 | 7 | N/C | N/C | N/C |
| 合計 | 318 | 155 | 72 | 48 | 28 | | | |
| 自家保険 | | | | | | | | |
| reserve | 143 | 136 | 98 | 80 | 57 | 34 | 10 | 6 |
| provision | | 7 | 5 | 2 | 1 | N/C | N/C | N/C |
| その他の表現 | | 8 | 9 | 3 | 4 | N/C | N/C | N/C |
| 合計 | 143 | 151 | 112 | 85 | 62 | | | |
| 海外活動 | | | | | | | | |
| reserve | 20 | 39 | 29 | 40 | 59 | 31 | 16 | N/C |
| provision | | 0 | 0 | 0 | 4 | N/C | N/C | N/C |
| その他の表現 | | 2 | 7 | 10 | 8 | N/C | N/C | N/C |
| 合計 | 20 | 41 | 36 | 50 | 71 | | | |

備考：(1) AIA[1946-47]と AIA[1951-52]の調査対象企業は 525 社であるが、それ以外は 600 社を調査対象としている。調査対象企業が毎年変化するため、特集を組んで同一企業の年次報告書を過去に遡って調査した結果と各年の調査結果とは相違している場合があったが、連続性を重視して、特集で示された数値を用いている。

(2) 会計方針の変更等から推定すると、一般目的や偶発損失のリザーブは目的を特定したものに変更された可能性が高い。

出所：AIA[1946-47, 1951-52, 1956]および AICPA[1961, 1966, 1971, 1976, 1981]に基づいて作成。

次に provision という用語についてみたい。図表 A-1 から明らかなように、日本で引当金の原語（英語）の 1 つとして考えられている provision の使用がほとんどない。Kohler[1970]によれば、provision とは「減価償却累計額のような評価勘定に用いられる」（訳書 p.397）ということであるが、図表 A-2 に示している貸倒引当金についても、図表 A-3 に示している減価償却累計額についても、その使用頻度は少ない。

図表 A-2 . 貸倒引当金の用語法

| | 1950年 | 1955年 | 1960年 | 1965年 | 1970年 | 1975年 | 1980年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| allowance | 169 | 248 | 288 | 324 | 389 | 440 | 450 |
| reserve | 248 | 181 | 150 | 102 | 74 | 45 | 35 |
| provision | 37 | 31 | 36 | 29 | 17 | | |
| estimated | 36 | 27 | 20 | 17 | 16 | 47 | 13 |
| その他 | 7 | 11 | 9 | 6 | 2 | | |

備考：データの連続性に関する限界については図表 A-1 と同様。

出所：AIA[1956], AICPA[1961,1966, 1971,1976, 1981]より作成。

最後に、allowance という用語は、特定の引当金に集中して用いられてきた。図表 A-2 は貸倒引当金について、その用語法を調査したものである。reserve という用語の使用の急速な減少に関しては、一般目的引当金等と同様の理由によるものであるが、その一方で、allowance という用語の使用が急増している。『コーラー会計学辞典』（Kohler[1970]）によれば、allowance とは、「資産価値の喪失または下落に対する引当額またはその累計額」（訳書 p.29）との意味であるという。つまり、資産の評価勘定という意味である。このような用語法の変化から判断する限り、収益費用中心観が支配的となるにつれて、貸倒引当金その他の引当金とは相違するもの（資産ストックの評価勘定）との認識が定着していく様子がみて取れよう。

図表 A-3 . 減価償却累計額用語法

| | 1950年 | 1955年 | 1960年 | 1965年 | 1970年 | 1975年 | 1980年 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| Allowance | 108 | 127 | 153 | 123 | 79 | 75 | 57 |
| Reserve | 275 | 166 | 120 | 67 | 26 | N/C | N/C |
| Provision | 17 | 13 | 6 | N/C | 17 | N/C | N/C |
| Estimated | 2 | 3 | 2 | 17 | 16 | N/C | N/C |
| Accumulated depreciation | 98 | 190 | 266 | 396 | 484 | 460 | 511 |
| Depreciation | 80 | 85 | 73 | 50 | 33 | N/C | N/C |
| その他 | 20 | 16 | 8 | N/C | N/C | N/C | N/C |

備考：データの連続性に関する限界については図表 A-1 と同様。

出所：AIA[1956], AICPA[1961, 1966, 1971, 1976, 1981]より作成。

なお、1940～50年代にかけて reserve という用語が多く用いられ、その後、評価勘定として allowance という用語も用いられたが、減価償却累計額につい

ては、収益費用中心観が支配的となるにつれて、既に支出がなされた要償却資産の費用配分との認識が定着し、減価償却累計額（accumulated depreciation）という用語法に収斂している。

【参考文献】

- 遠藤 孝、『引当金会計制度の展開』、森山書店、1998年
- 大日方隆、「年金費用の測定」、『CIRJE Discussion Paper Series』J-21、東京大学大学院経済学研究科附属・日本経済国際共同センター、2000年
- 、「キャッシュ・フローの配分と評価」、斎藤静樹(編)、『会計基準の基礎概念』、中央経済社、2002年、185-248頁
- 川村義則、「負債の定義と認識要件」、『会計』第163巻第1号、森山書店、2003年、40-55頁
- 木島正明・小守林克也、『信用リスク評価の数理モデル』、朝倉書店、1999年
- 黒澤清、「貸借対照表能力問題としての引当金(1)~(3)」、『会計』第107巻第6号(1-18頁) 第108巻第1号(1-10頁)・3号(1-11頁) 森山書店、1975年
- 斎藤静樹、『企業会計とディスクロージャー』、東京大学出版会、1999年
- 佐藤誠二、『現代会計の構図』、森山書店、1993年
- 佐藤信彦、「業績報告と利益観[1]」、『企業会計』第55巻第1号、中央経済社、2003年、116-117頁
- 辻山栄子、「包括利益をめぐる議論の背景」、包括利益研究委員会『包括利益をめぐる論点』、企業財務制度研究会、1998年、3-42頁
- 、「時価会計をめぐる2つの潮流」、『武蔵大学論集』第47巻第3・4号、2000年、623-647頁
- 津守常弘、「概念フレームワーク研究の現代的視点 - その論理構造と現実的構造の再吟味」、『企業会計』第50巻第12号、中央経済社、1998年、4-10頁
- 鶴田俊正、『戦後日本の産業政策』、日本経済新聞社、1981年
- 徳賀芳弘、「現代アメリカにおける負債会計の考察」、『経済論究』第53号、九州大学大学院、1981年、115-148頁
- 、「M.ムーニッツ稿『負債概念の変化』」、『海外事情研究』第13巻第1号、1985年、87-98頁
- 、「伝統的負債概念から新しい負債概念へ」、『企業会計』第46巻第8号、中央経済社、1994年、67-74頁
- 、「引当金の評価」、醍醐聡(編)、『国際会計基準と日本の企業会計』、中央経済社、1999年、160-170頁
- 、「会計における利益観 - 収益費用中心観と資産負債中心観」、斎藤静樹(編)、『会計基準の基礎概念』、中央経済社、2002年、147-177頁
- 松本敏史、「引当金と負債概念」、『会計』第132巻第2号、森山書店、1987年、62-75頁
- 、「特定引当金問題再考」、『東北学院大学経理研究所紀要』第7号、1997年、27-42頁

- 山下寿文、『偶発事象会計論』、白桃書房、2002年
- 吉野光男、「利益剰余金性引当金の実態調査」、『企業会計』第19巻第11号、中央経済社、1967年、63-65頁
- American Accounting Association, *A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports*, AAA, 1936. (中島省吾訳編、『増訂 AAA 会計原則』、森山書店、1977年)
- , *Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements*, AAA, 1941. (中島省吾訳編、『増訂 AAA 会計原則』、森山書店、1977年)
- , *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements*, AAA, 1948. (中島省吾訳編、『増訂 AAA 会計原則』、森山書店、1977年)
- , *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*, AAA, 1957. (中島省吾訳編、『増訂 AAA 会計原則』、森山書店、1977年)
- American Institute of Accountants, *Accounting Survey of 525 Corporate Reports*, AIA, 1946-47.
- , *Accounting Research Bulletin*, No.34, AIA, 1948.
- , *Accounting Research Bulletin*, No.39, AIA, 1951.
- , *Accounting Trends and Techniques*, AIA, 1951-52.
- , *Accounting Terminology Bulletins, Review and Resume*, AIA, 1953.
- , *Accounting Trends and Techniques*, AIA, 1956.
- American Institute of Certified Public Accountants, *Accounting Trends and Techniques*, AICPA, 1961.
- , *Accounting Trends and Techniques*, AICPA, 1966.
- , *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of the Accounting Principles Board No.4, AICPA, 1970. (川口順一訳、『アメリカ公認会計士協会企業会計原則』、同文館、1975年)
- , *Accounting Trends and Techniques*, AICPA, 1971.
- , *Accounting Trends and Techniques*, AICPA, 1976.
- , *Accounting Trends and Techniques*, AICPA, 1981.
- Bernstein, L.A., "Reserves for Future Costs and Losses," *The Financial Analysts Journal*, January/February, 1970, pp.45-48.
- , *Financial Statement Analysis, Theory, Application and Interpretation*, revised, McGraw-Hill, 1978.
- Briloff, A.J., *Unaccountable Accounting*, Harper & Row, 1972.
- Chatfield, M., *History of Accounting Thought*, Holt, Rinehart & Winston, Inc., 1973.

(津田正晃・加藤順介訳、『会計思想史』、文真堂、1978年)

Financial Accounting Standards Board, *Accounting for Contingencies*, Statement of Financial Accounting Standards No.5, FASB, 1975.

, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Discussion Memorandum, FASB, 1976. (津守常弘監訳、『FASB 財務会計の概念フレームワーク』、中央経済社、1997年)

, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Statement of Financial Accounting Concept No.2, FASB, 1980.(平松一夫・広瀬義州訳、『FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]』、中央経済社、2002年)

, *Recognition and Measurement in Financial Statement of Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concept No.5, FASB, 1985a. (平松一夫・広瀬義州訳、『FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]』、中央経済社、2002年)

, *Elements of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concept No.6, FASB, 1985b. (平松一夫・広瀬義州訳、『FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]』、中央経済社、2002年)

, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement*, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts Exposure Draft (Revised), FASB, 1999.

, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement*, Statement of Financial Accounting Concepts No.7, FASB, 2000.

Finney, H.A., "Reserves," *Journal of Accountancy*, 1922, pp.249-261.

Gilman, S., *Accounting Concepts of Profit*, The Ronald Press Company, 1938. (久野光郎訳、『ギルマン会計学上巻』、同文館、1965年)

Hawkins, D.F., *Financial Reporting Practices of Corporations*, Richard D. Irwin, 1972.

International Accounting Standards Committee, *Contingencies and Events Occurring After the Balance Sheet Date*, International Accounting Standards No.10, IASC, 1978.

, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC, 1989.

, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, Proposed International Accounting Standard, Exposure Draft E59, IASC, 1997.

, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, International

- Accounting Standards No.37, IASC, 1998.
- Johnson, L.T., *Future Events: A Conceptual Study of Their Significance for Recognition and Measurement*, G4+1 Special Report, FASB, 1994.
- Kerr, J.St.G., *The Definition and Recognition of Liabilities*, Victorian Printing Pty. Ltd., 1984. (徳賀芳弘訳、『負債の定義と認識』、九州大学出版会、1989年)
- Kohler, E.L., *A Dictionary for Accountants*, Prentice-Hall Inc., 1975. (染谷恭次郎訳、『コーラー会計学辞典』、丸善、1973年)
- Littleton, A.C., *Structure of Accounting Theory*, AAA, 1953. (大塚俊郎訳、『会計理論の構造』、東洋経済新報社、1955年)
- Mauriello, J.A., *Accounting for Financial Analysts*, The Institute of Chartered Financial Analysts, 1967. (坂本報訳、『会計理論の原理と実際』、文雅堂銀行研究社、1976年)
- Moonitz, M., "The Changing Concept of Liabilities," *The Journal of Accountancy*, Vol.109, No.5, 1960, pp.41-46.
- , and R.T. Sprouse, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA, 1961.
- Palepu, K.G., P.M. Healy, and V. L. Bernard, *Business Analysis and Valuation: Using Financial Statements*, South-Western College Publishing, 2000. (斎藤静樹監訳、『企業分析入門 第二版』、東京大学出版会、2001年)
- Paton, W.A., and A.C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 1940. (中島省吾訳、『ペイトン＝リトルトン会社会計基準序説』、森山書店、1953年)
- Sanders, T.H., H.R. Hatfield, and U. Moore, *A Statement of Accounting Principles*, AAA, 1938. (山本繁・勝山進・小関勇訳、『SHM 会計原則』、同文館、1979年)
- Sprouse, R.T., "Accounting for What-You-May-Call-Its," *The Journal of Accountancy*, October, 1966.
- Sterling, R.R., "Conservatism: Fundamental Principles of Valuation in Traditional Accounting," *Abacus* 3, 1967, pp.122-123.
- , *Theory of the Measurement of Enterprise Income*, Scholars Book Co., 1970.